

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第107回）議事概要

1 日 時

令和2年9月28日（月）14時02分～15時07分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子

（以上8名）

(2) 総務省

川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、
高村サイバーセキュリティ統括官付参事官

(3) 事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定
について【諮問第3130号】

審議の結果、告示案を修正した上で制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、直近の移動電気通信役務の利用者数等を基に見直しを行った結果
を踏まえ、規定の対象となる事業者を指定するための告示を制定するもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3131号】

審議の結果、本件について総務省において意見募集を2回実施し、提出され
た意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、情報通信審議会の一部答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～」を踏まえたIP網への移行過程における音声接続料（光IP電話）の規定整備及び「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」等を踏まえた光サービス卸に係る届出制度の充実のため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正するもの。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3132号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法第169条第1号の規定に基づき、同法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可について諮問するもの。

(3) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の令和元年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

【内容】

本件は、NTT東西の令和元年度における基礎的電気通信役務に係る設備利用部門の費用の効率化等について、総務省から報告があったもの。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務の実施に関する計画の変更について

【内容】

本件は、情報通信研究機構が行うパスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査（NOTICE）に関する実施計画の変更について、諮問を要しない軽微な事項に該当するものの、当該変更により毎月公表しているNOTICE調査結果（検知件数等）に影響を与える事項であることから、総務省から報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp